

コーポレートガバナンス

▶ コーポレート・ガバナンスの基本方針

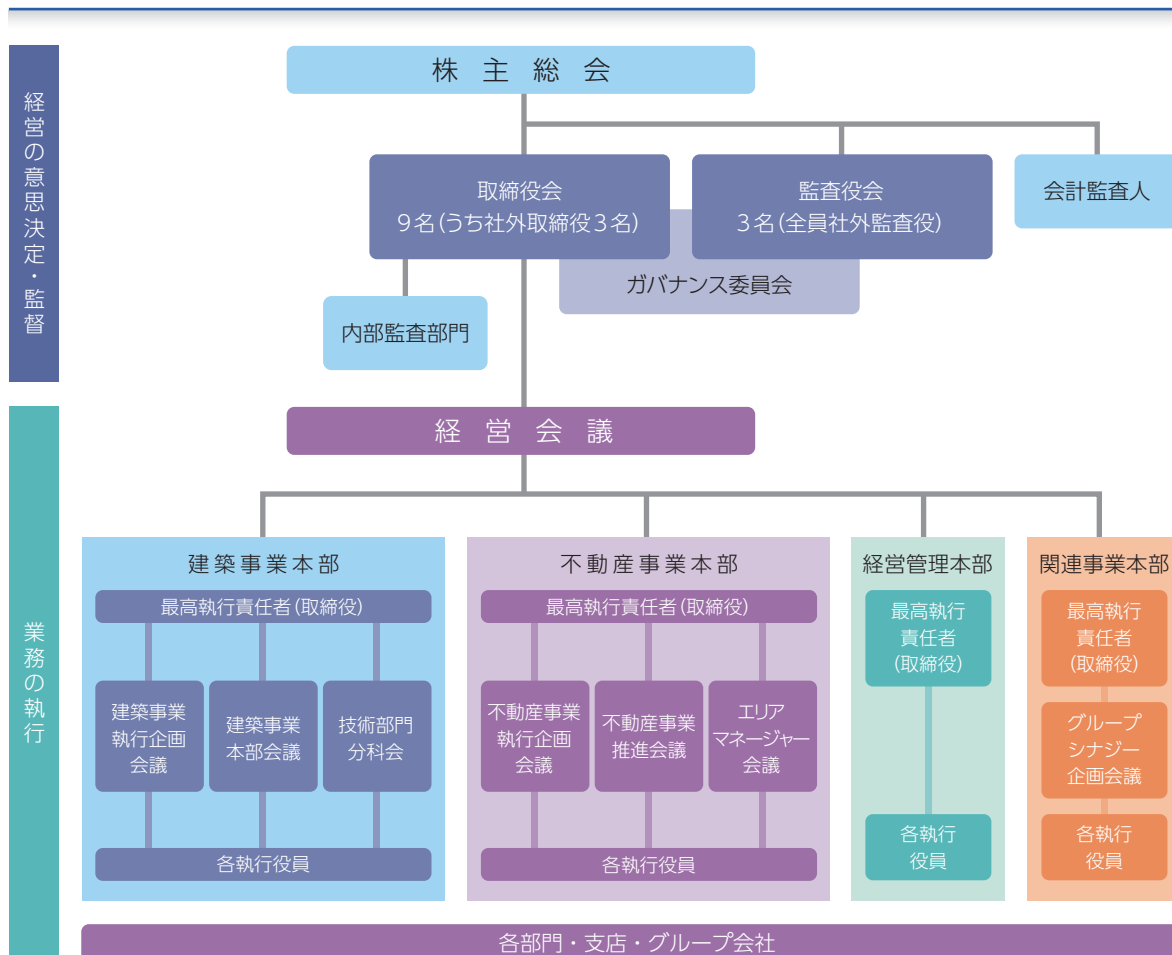
当社では、株主をはじめとする全てのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、経営の透明性・効率性を向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としています。

このため、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制の分離を推進し、迅速かつ効率的な経営・執行体制の確立を図り、社外取締役の参加による透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。

【参考】コーポレート・ガバナンス体制の変遷

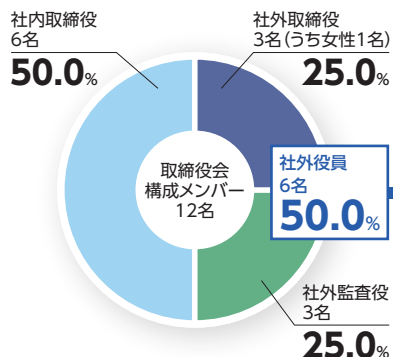
	1974年 創業	1989年 名古屋証券取引所 第二部に上場	2011年 創業者所有株式を TOBで取得・消却
監督と執行の分離			2000年 執行役員制度導入
取締役の任期		1989年 取締役60歳定年制導入	
取締役の報酬			2011年 株式報酬型ストックオプション導入 2019年 株式報酬の導入
社外取締役			2005年 1名選任 2011年 2名選任 2013年 3名選任 [2015年より、 うち1名女性を選任]
社外監査役	1986年 1名選任	1989年 3名選任	1999年 4名選任(4名全員が社外監査役) 2020年 3名選任(社外)
任意の委員会			2012年 評価委員会(現:ガバナンス委員会)設置

▶ 経営体制図 (2020年6月現在)



▶ 社外役員の就任・活動状況

取締役会の構成



社外役員の概要

	氏名	職業等	専門性			
			企業経営	金融	財務会計	法律
社外取締役	山口 利昭	弁護士	-	-	-	●
	佐々木 摩美	元外資系金融機関 マネジメント	-	●	-	-
	庄田 隆	元企業経営者	●	-	-	-
社外監査役	鶴野 正康	公認会計士 元企業経営者	●	-	●	-
	蜂谷 英夫	弁護士	-	-	-	●
	藤巻 和夫	コンサルタント 米国公認会計士	-	-	●	-

▶ 社外役員の独立性基準

当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の独立性基準を満たす者とする。なお、対象期間は、以下1については現在及び期限の定めのない過去とし、2～5については現在及び過去10年間とする。

1 当社グループ関係者

当社、当社の子会社^(注1)及び関連会社^(注2)（以下「当社グループ」という）の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、会計参与、執行役、執行役員又は使用人（以下「取締役等」という）でないこと。

2 議決権保有関係者

- ① 当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと。
- ② 当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと。

3 取引先関係者

- ① 当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと。
- ② 当社グループの主要な借入先（当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）である金融機関の取締役等でないこと。
- ③ 当社グループの主幹証券会社の取締役等でないこと。

4 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）

- ① 当社グループの会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員でないこと。
- ② 弁護士・公認会計士・税理士・その他コンサルタントとして、当社グループから取締役・監査役報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者でないこと。

5 その他

- ① 上記1～4に掲げる者（重要でない者を除く）の2親等以内の親族でないこと。
- ② 当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役等でないこと。
- ③ 当社グループとの間で、株式を相互保有している会社の取締役等でないこと。

(注)1. 「子会社」とは、財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいいます。 2. 「関連会社」とは、財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社をいいます。

コーポレートガバナンス

▶ ガバナンス委員会

ガバナンス委員会の構成

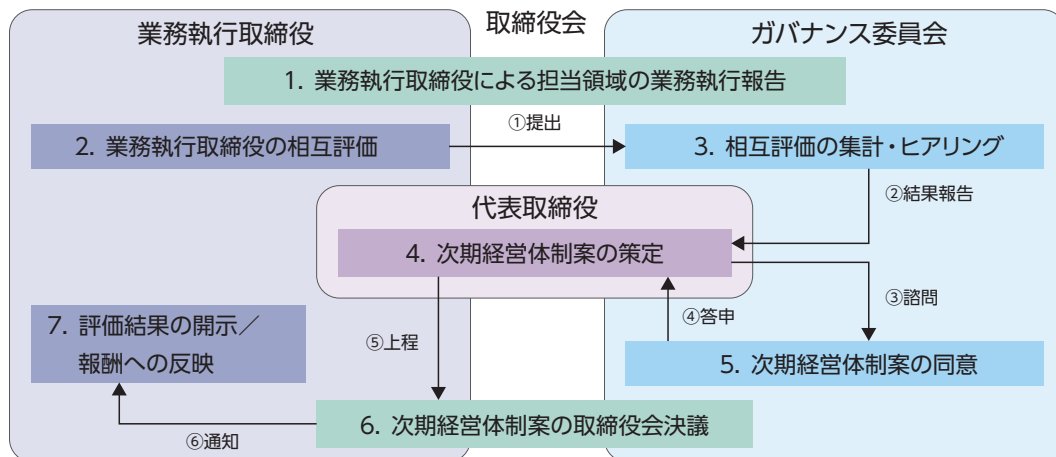
委員長	筆頭独立社外取締役
構成メンバー	代表取締役、社外取締役全員・監査役全員

ガバナンス委員会の機能

- ① 業務執行取締役の相互評価結果の集計・報告
- ② 次期経営体制（取締役・執行役員）案、および取締役候補者（再任・新任）案の審議・答申
*ガバナンス委員会の事前審議を経なければ、代表取締役は次期経営体制案および取締役候補者案を取締役に上程できない。
- ③ 業績連動報酬案の審議・答申
- ④ コーポレート・ガバナンスのあり方に関する検討・提言

▶ 取締役の評価制度

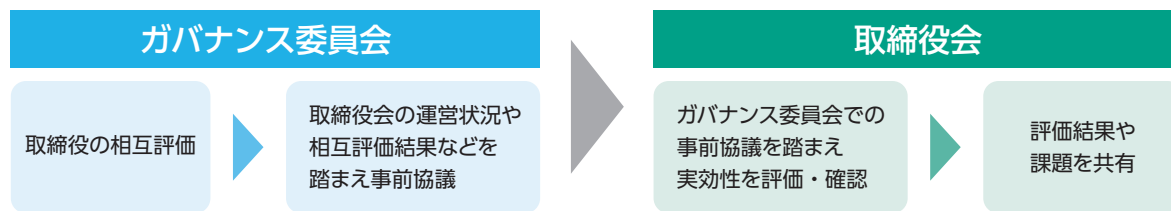
業務執行取締役の評価及び候補者の選任は、「ガバナンス委員会」が中心となり、業務執行取締役の相互評価結果に基づいて実施しています。



1. 業務執行報告	業務執行取締役が取締役会で担当領域に関する業務執行報告
2. 相互評価	業務執行取締役が相互に業務執行および経営の監督機能に関して評価を実施
3. 集計・ヒアリング	ガバナンス委員会委員長が評価結果を集計、個別ヒアリングを実施して代表取締役へ結果報告
4. 次期経営体制案の策定	相互評価結果を踏まえ、代表取締役が次期経営体制案を策定し、ガバナンス委員会へ諮問
5. 次期経営体制案の同意	ガバナンス委員会は次期経営体制案について審議のうえ答申
6. 次期経営体制の決議	取締役会で次期経営体制を決議
7. 評価結果の開示／報酬への反映	評価結果を業務執行取締役へ開示、報酬へも反映

▶ 取締役会全体の実効性評価

取締役会全体の実効性評価の流れ(概要)



ガバナンス委員会を活用した評価プロセスにより評価の客観性を確保

<2020年3月期の評価結果の概要>

当社取締役会では、取締役会全体の実効性の分析・評価について、取締役会の経営機能・監督機能、社外取締役の活動と貢献、取締役・執行役員を選任プロセスの客観性とシステム化、組織トップのリーダーシップなどの観点から確認した結果、概ね良好に運用されており、現時点では大幅な改善に着手すべき事項はないものと評価しております。

▶ 取締役の報酬制度

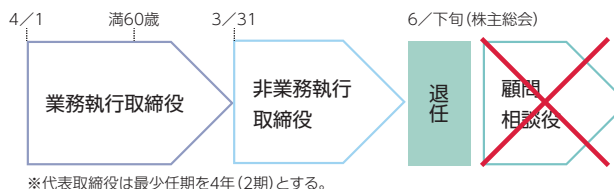
2019年6月より株式報酬制度を導入

報酬の種類	内容	固定/変動	報酬限度額/条件	
基本報酬	企業業績、従業員の昇給率、勤続年数、業界他社の報酬、貢献度などを考慮し決定。	固定	上限：総額10億円/年 (うち社外取締役5,000万円以内)	
賞与	連結当期純利益に0.45%を乗じて総額を算出し、各取締役の単年度の貢献度などを考慮して各取締役への支給額を決定。	変動	上限：総額10億円/年(社外取締役は対象外) 条件：連結当期純利益200億円超 且つ、一定の業績達成	
株式報酬	業績連動	役位を基準とし、3年間の業績目標などの達成度に応じて0~150%を乗じて決定。 対象期間(3事業年度)終了後に給付。	変動	上限：拠出総額19億円/3年 且つ、普通株式の総数21万株/3年 (社外取締役は対象外)
	業績非連動	役位を基準として決定。取締役退任時に給付。	固定	条件：ROE20%以上 且つ、配当性向50%以上

▶ 経営循環の仕組み

■ 取締役60歳定年制

- ・業務執行取締役は、満60歳に達した年度末(3月31日)をもって業務執行を離れ、4月1日より非業務執行取締役(非常勤)となる。
- ・6月の株主総会をもって取締役を退任する。
- ・取締役退任後は、顧問・相談役などいかなる役職にも就かない。



■ 世襲制の排除

- ・上級管理職(次長職以上)の二親等以内の親族の大東建託グループへの入社を認めず、世襲制を排除。

